

原発事故当時、帰還困難区域（富岡町）の実家に住民票をおきながら、平成22年4月から平成26年3月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に富岡町の実家で生活した蓋然性が高いとして、平成26年3月から同年11月までの生活費増加分につき実際の増加額分、平成26年4月分から平成28年4月分までの日常生活障害慰謝料につき、中間指針等記載の月額10万円の3割の範囲で賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|---|--------------|-----------------------|
| 1 | 日常生活障害慰謝料 | 金750,000円 |
| | 期間 | 平成26年4月1日～平成28年4月30日 |
| 2 | 生活費増加分 | 金122,632円 |
| | （内訳）敷金・礼金 | 金32,400円 |
| | 平成26年3月分家賃 | 金11,032円 |
| | 平成26年4月～11月分 | 金79,200円 |
| | 期間 | 平成26年3月1日～平成26年11月30日 |
| 3 | 弁護士費用 | 金26,179円 |

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目についての和解金として、申立人に対して金898,811円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人が署名（記名）押印し又被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年11月4日

（仲介委員 高畑拓）